

令和6年度第1回審議会秦野市廃棄物対策審議会にて寄せられた御意見・提案等

No.	該当箇所	該当ページ	御意見・提案等の概要	区分	御意見に対する考え方
1	全般	-	製品プラスチックの回収条件を無視したプラスチック製品ごみが大量に出てくる可能性への対応が必要になると考えます。	C	今後も引き続き、広報、ホームページ、分別アプリ「さんあ〜る」、ごみ分別カレンダー、資源とごみの分け方・出し方ガイド、ごみ減量通信、出前講座などを活用して、ルールを守ってもらうよう周知、啓発を行います。
2	全般	-	プラスチックの収集方法が変わり、一括回収になることで分別の手間が減少し、生活の便利さが向上することはとても助かります。 一括回収に慣れると消費者が分別に対する意識が薄れるのではないかと懸念します。	C	同上
3	全般	-	可燃ごみの焼却施設はだのクリーンセンターは、伊勢原市と共用されていると理解しておりますが、施設を共用しているということであれば、伊勢原市の現状についても一定の情報は入手されているのでしょうか。ごみ処理行政における現状や施策等について情報交換によりシェアされ、相互のそれぞれの取組みについて参考とすることが出来るような連携体制等とはとられているのでしょうか。	B	伊勢原市とはだのクリーンセンターを管理している秦野市伊勢原市環境衛生組合の3者で定期的に情報共有の場を設けています。また、伊勢原市とも担当者レベルでも同様に定期的にお互いの自治体の現状について情報共有しています。
4	全般	-	家庭ごみの中で一番多いのがプラスチックごみです。プラスチック一括回収に伴い、回収が隔週から毎週へ変更になるのは、とてもありがたいと思います。	E	
5	全般	-	引き続き、可燃ごみの減量のために出来る事を考え、実行していこうと思います。	E	
6	全般	-	プラスチック一括回収について、容器包装プラスチックと製品プラスチックを同梱して良いとのことですが、前回会議にて、後から業者さんが仕分けするのにコストがかかると聞きました。コストがかかるのであれば、初めからペットボトルの様に別の袋に入れて出すのも良いのではと思いました。 別の袋に入れるのは、市民が大変だから同梱しても良いことになったのでしょうか？どちらがスムーズかわかりませんが、主婦目線では、「コストがかかる」という点が気になりました。	E	容器包装プラスチックと製品プラスチックを別々に分別したとしても、それを別々に収集するにはこれまで以上に費用が掛かること、市民においてもプラスチックを容器包装プラスチックと製品プラスチックに分別することは負担になることなど、プラスチックの一括回収の検討するにあたり再商品化の費用だけでなく収集方法なども含めて検討しました。
7	資料1	P1	資料1の各表において、「R6.11以降は、10月までの実績から算出した前年比に各月の前年の実績をかけて算出」とある。 例えば、P1の表で「(4~10月の)小計」について、「R6実績/R5実績」を計算すると1.0042となる。11月~3月の各月について「R5実績×1.0042」を計算すると、確かに「R6見込」と合致する。 しかしながら、R5年度の2月(2024年2月)はうろう年で29日あるので、これからR6年度の2月(2025年2月)値を算出するには、28/29で補正する必要があり、 $1.0042 \times 2,430 \times 28/29 = 2,356$ とすべきではないか。これに伴い、「実績値」、「前年比」についての「R6見込」値も修正する必要があるのではないか。P2、P3の表についても同じ。	A	いただいたご意見を参考に今回の資料に反映させていただきました。

8	資料1	P1	資料1では「(1)可燃ごみの量」の中に、「栗原最終処分場から排出される汚泥…」との記述がありますが、この最終処分場ではどういった処理工程で汚泥が発生し、それはどのような性状のものなのでしょうか。今回の審議会から多少離れるかもしれませんが、可燃ごみの減量の課題を審議するうえで理解しておきたい、可能であればご教示いただきたくお願いします。	E	焼却施設で発生した焼却灰は最終処分場に埋め立てており、その敷地に降った雨などによる浸透水については薬剤にて処理して敷地外に排出していますが、その処理過程で発生した汚泥をはだのクリーンセンターで焼却処理をしています。なお、汚泥の形状は水気を切った砂状のものになります。
9	資料1	P1	資料1では「引き続き可燃ごみの減量が必要です。」としていますが、プラスチックの一括回収とは別に可燃ごみ減量施策は具体的に何か講じられるのでしょうか。私見としては、可燃ごみに対しては考えうるいくつかのアプローチすべき対象があると思います。 例として、そのひとつには可燃ごみの分別度をさらに高めることで資源物で出せるものとして、特に「雑誌類(その他紙)」があると思います。お菓子の包装紙やレシートの紙のほか緩衝材として用いられる紙など、徹底すれば種々多様なものがあると思いますが、牛乳パックや新聞紙と違って、対象となる元の商品のバリエーションは多岐にわたる一方で、ここに発生する廃棄数量は小さく、一般的に分別収集はしにくいものです。こういったものも、例えば特集のような形で焦点を当て、分別を徹底することを改めて周知し、意識付けして推進することで、それが可燃ごみ減量施策となりうる余地はあろうか思います。 他にも「生ごみ」では、100円ショップにも三角コーナーや水切りネットなど多くの対策グッズが見受けられるように、その発生源となる多くの家庭のキッチンでは、その水切り方法について課題としており、それぞれの過程で様々な工夫を凝らしているのではないのでしょうか。そこでそういった各家庭で特に工夫して行われている水切り方法の例を「広報」等で具体的に紹介するといったことで、生ごみの水切り方法に焦点を当てて減量を進めることが出来ると思います。 食品ロスに対する視点も可燃ごみ減量施策のアプローチのひとつとして取り組むことが出来ると思いますが、「分け方・出し方ガイド」の中にその記述がありましたので、ここでは省略したいと思います。	B	御意見のとおり、可燃ごみの減量のためにごみの徹底、生ごみの減量などの実現が不可欠であり、ごみ処理基本計画の中でも重点的に実施する施策として位置付けています。そのために、今後も引き続き広報やホームページなどで周知、啓発を行います。
10	資料2	P2	資料2の「3(2)これからの取組み」では「「分け方・出し方ガイド」を2月に発行し、市民に配布する…」としています。この「分け方・出し方ガイド」が配布された後の時期に転入してきた方の手元にはどのようにして届けられるのでしょうか。また、転入届をせず、自治会にも関わらない「転入者」に対してもこの「分け方・出し方ガイド」が提供されるのでしょうか。転勤や入学・留学による転入者は、特に3月～4月及び9月～10月に多くなると思います。2月の一斉配布以降も全ての転入者にもれなくこの「分け方・出し方ガイド」が提供されるような仕組みを作ることが重要かと思えます。転入届をしない転入者に対しては、賃貸の不動産事業者や大学の学生課の窓口の協力を得るのも良い方策となるのではないかと思いますがいかがでしょうか。	B	本市への転入者には、住民票の手続きをした際にお住いの地区の分別カレンダー及び分け方・出し方ガイドを配布しています。 また、賃貸の不動産事業者などに事業者向けの説明会を毎年実施しており、転入届を提出しない入居者へ分別カレンダー及び分け方・出し方ガイドを契約の際に配布して頂き、ごみ出しのルールを周知、徹底に協力して頂いています。
11	資料2	-	製品プラスチックリサイクルの容リ協への委託手続き(の準備)の状況は？ 容リ協会による「令和7年度プラスチック資源循環促進法(第32条)に基づく指定法人への委託に関する説明会」資料(P14)を参照のこと。	B	令和7年度の容器包装プラスチックと併せて製品プラスチックの委託については、昨年11月に日本容器包装リサイクル協会へ申請済みです。
12	資料2	-	製品プラを容リ協会に委託する場合、製品プラと容リプラの割合を把握する必要がある、申込み(10月下旬～11月上旬)までに品質調査を実施することが求められているが、資料2-1がそれに該当するのか。	B	御指摘のとおりです。

13	資料 2-1	P3	<p>製品プラスチックのリサイクルについて、資料2-1(P3)には「汚れていて再商品化出来ないため、その他(可燃ごみ)とせざるを得ないものも見受けられた。」と記載されていますが、「どの程度汚れていると再商品化できないのか?」の基準が知りたいと思いました。</p> <p>(例) カレーのレトルトパウチや調味料の袋、チューブ類など油が付いているものは、軽く水洗いしても汚れは落ちないが、洗剤を使って完全にきれいにすべきなのか。水や洗剤を使いすぎると環境負荷が増えるため、「軽く洗ってリサイクル」と「燃えるごみとして処理」のどちらがよりエコなのかについても明確な指針が欲しいです。</p>	E	<p>プラスチックの基準については、別紙「プラスチックの分別方法」参照してください。</p> <p>なお、モデル事業実施の際に、可燃ごみとせざるを得なかったものは、弁当の容器の中に残飯や割りばしなどが混在していたものです。</p>
14	資料 2-1	P3	<p>資料2-1(P3)には、「捨て方などから同一の人が排出していると思われるので、住民に対する周知方法について工夫が必要と思われる。」との記述があります。具体的には、どういった工夫が考えられているのでしょうか。</p>	E	<p>排出された廃棄物から個人が特定出来れば、直接出された方に指導を行っています。</p> <p>また、分別の方法については、今後も引き続き広報やホームページなどで周知、啓発を行います。</p>
15	資料 2-1	P3	<p>資料2-1(P3)の下から3~2行目の「180t、100t、80t」は、秦野市全域の年間値だと思われるが、その算定根拠は?</p>	E	<p>可燃ごみの組成調査での結果を基に、昨年度の容器包装プラスチックの実績などから算出しました。</p>
16	資料 2-2	表紙	<p>こうしたガイドブックは、適宜改正発行されるものと思われるので、区別のため表紙や裏表紙など、どこかに発行年月を入れるべきである。</p>	A	<p>御指摘のとおり修正しました。</p>
17	資料 2-2	P3	<p>レジ袋やスーパーで多く使用される野菜や生物用の薄いビニール袋について、ブラマークはありませんが「紙ラップ」に含まれ、プラスチック回収の対象となるのでしょうか。</p>	B	<p>プラスチックの対象となります。(P3の図のとおり)</p>
18	資料 2-2	P3	<p>資料2-2の「分け方・出し方ガイド」における「プラスチック製品」の大きさの基準は、「30cm未満」とされておりますが、家庭内を見回したプラスチック製品の実態を見ますと、プランターやカゴなどがあり、その基準は少し厳しすぎるように思われました。「30cm未満」を基準とするのはどういった理由によるものなのでしょうか。例えば、50cm程度に緩和することは難しいでしょうか。(ネットで確認した横浜市の基準では、「50cm未満」とされておりました。</p>	D	<p>プラスチックを再商品化するにあたり、中間処理施設においてバール化処理を行う必要がありますが、中間処理施設の機器が30cm未満でないに対応が出来ないため、プラスチックの分別を「30cm未満」としました。</p>
19	資料 2-2	P3	<p>資料2-2の「分け方・出し方ガイド」の「① プラスチック・ペットボトル」の分別基準において、「ア 容器包装プラスチック」及び「イ (新) 製品プラスチック」は、いずれもその対象となる実際のプラスチック商品や食品等の包装プラスチックには、多くの場合、その価格や製品情報が印刷された紙製のラベルが貼付されています。分別して出す際、この貼付された紙製のラベルに関して、剥離することの可否又はそれはどの程度まで徹底する必要がありますでしょうか。ラベルの粘性性は強固で、剥がそうとすると紙のラベルは破れてしまい、完全に剥がすことが出来ないことも多いため、いつも悩ましく感じておりました。</p> <p>当該「出し方」における正しい対応方法として、完全なラベル剥がしの可否又はその程度を明確にたく、可能でありましたら「分け方・出し方ガイド」にその基準を追加記載していただければ幸いです。</p>	C	<p>ラベルについては、切り取ったり剥がしてある方が再商品化を行うには良いのですが、付いていても再商品化は可能なので出来る範囲で協力してください。</p> <p>御意見については今後の参考とさせていただきます。</p>

20	資料 2-2	P4	資料2-2 (P4)にある「汚れが落ちないもの」は、以下のどちらに該当するのでしょうか？ 1. 洗っても汚れが落ちないもの。 2. 落とせる汚れだが、十分に洗浄されていないもの。 例えば、「おにぎりやパンなどの袋は容器包装プラスチックです。」とごみと資源の分け方・出し方(市の庁舎内規則)にあります。おにぎりの紙表示は付けたままブラごみとして出して良いのでしょうか。切り取り又は剥がす必要があるのでしょうか。	E	汚れが落ちないものとは、「2. 落とせる汚れだが、十分に洗浄されていないもの。」となります。 なお、ラベルについては、切り取ったり剥がしてある方が再商品化を行うには良いのですが、付いていても再商品化は可能なので出来る範囲で協力してください。
21	資料 2-2	P4	資料2-2 (P4)の(2)ペットボトルの2行目「※色付きのペットボトルは対象外です。可燃ごみになります。」に関し、色付きペットボトルについて、ペットボトルとしてのリサイクルを行わないことはやむを得ないとしても、製品プラとせず可燃ごみとする理由は。	D	ペットボトルはプラスチックではなく処理方法も異なるため、可燃ごみとしました。
22	資料 2-2	P5	資料2-2 (P5)の標題「②資源物」と「(1)古紙類…」の間にある説明「新聞、雑誌類…」には、主語がないため、形式的には『②資源物は、「新聞、雑誌類…」を意味してしまう。この説明の書き出しを「『古紙類は、』新聞、雑誌類…」とすべきである。	A	御指摘のとおり修正しました。
23	資料 2-2	P7	資料2-2 (P7)の「(3)カン」では、アルミ缶とスチール缶のいずれも「つぶしてから…」としているが、両者をつぶすとスチール缶とアルミ缶が絡まりやすくなり、磁選精度が下がりがねないので、「アルミ缶はつぶさず」としている自治体もあると承知している。秦野市は、市民への指示の分かりやすさを優先していると理解してよいか。	A	御指摘のとおり修正しました。
24	資料 2-2	P10	食品ロスの取組みについて、資料2-2 (P10)では「いずれの期限も食品を開封した後は無効」との記載がありますが、パンや肉など消費期限がある食品については変わらないものもあるため、開封後に期限がさらに短くなる点に注意を促す記載でも良いかと思いました。	B	開封した食品が記載日より短くなるために無効という表記としました。 御意見については今後の参考とさせていただきます。
25	資料 2-2	P14	粗大ごみについて、資料2-2 (P14)に関連して少人数の高齢者に向けた支援ですが、消費生活センターに「大型家具を処分したいが、自分では外に出すことが出来ないため、リサイクル業者を教えてください。」といった問合せが入ることがあります。自己搬入や指定場所へのごみの移動が出来ない方への問合せ先の情報があれば便利だと思いました。	C	粗大ごみの搬出等については、公益社団法人秦野市シルバー人材センターが指定場所への移動を有料で実施しています。 御意見については今後の参考とさせていただきます。
26	資料 2-2	P23など	容器包装プラスチックと製品プラスチックのリサイクル方法については、資料2-2 (P23)などに記載がありますが、詳細な説明があると、どの程度綺麗にして出すべきかが分かりやすいと思います。	C	プラスチックの基準については、別紙「プラスチックの分別方法」参照してください。 御意見については今後の参考とさせていただきます。
27	資料 2-2	-	当市在住の外国人にあっては、この日本語の「分け方・出し方ガイド」は難解かもしれません。少なくとも在住人口の多い外国人に対しては、それぞれの母国言語版の「分け方・出し方ガイド」も用意するべきだと思いますがいかがでしょうか。同時にゴミ収集場所に掲示する表示板についても複数言語対応版を用意するのが良いと思います。実際に、市内のごみ収集場所で手書きの外国語の表示板を見かける(別紙)ことがありますので、地域によっては実際にその必要性はあるものと思います。	C	外国人に対しては、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語対応しているごみ分別カレンダーや分別アプリ「さんあ〜る」を案内して、ごみの分別ルールの周知をしています。また、賃貸の不動産事業者にもごみ出しのルールを周知、徹底に協力をして頂いています。 外国語の表示看板については、御意見として今後の参考とさせていただきます。

28	資料 2-2	-	<p>資料2-2の資源とごみの分け方・出し方ガイドについて、色文字やイラストが高齢者には見えにくい箇所があります。以下に具体的に記載します。</p> <p>【見えにくい文字】</p> <p>①白地に赤文字、②青地に赤文字、③青地に黒い細文字、④黄色地に赤文字、⑤薄黄緑地に白抜き文字、⑥赤字に細い白抜き文字、⑦ピンク地に赤文字、⑧薄水色地に赤文字、⑨灰色地に赤文字、⑩水色地に白抜き文字、⑪白地に黄色文字、⑫青地に細い白抜き文字、⑬緑色地に細い白抜き文字</p> <p>※ただし、類似の内容のものでもスマホアプリ「さんあ〜る」内の同様のページでは、この「分け方・出し方ガイド」に比べて見やすく感じました。微妙な色の配色によって見やすさが変わるのかも知れません。</p> <p>【見えにくいイラスト】</p> <p>黒い輪郭線がないイラストは具体的な商品が判別しにくいと思います。</p>	E	印刷業者と調整し、見やすいデザイン、配色に努めます。
29	資料 2-2	-	<p>資料2-2の資源とごみの分け方・出し方ガイドについて、同一ページ内の文字に対する複数色網掛け配色が多すぎて、意図に反して見えにくくなっている可能性があると思いました。同一ページ内の配色は、分別区分など記載事項の系統的な識別目的を主に色数は少なめにした方がよいと思いました。ただし、この点についても見本版の印象に基づくものであり、実際の印刷版では原案でも見本版より見やすさが向上することはあると思います。</p>	E	同上

- A…意見等の趣旨等を第2回目の資料にて反映したもの
- B…意見等の趣旨等は既に資料に反映されていると考えるもの
- C…今後の取組みにおいて参考とさせていただくもの
- D…資料に反映できないもの
- E…その他（感想、質問等）